令和８年３月 31 日改定版
仙台市こども若者局
（担当：幼保企画課）

地域型保育事業者における連携施設に関するガイドライン

１　策定の背景と目的

◆ 平成27年度から本格的に施行された子ども・子育て支援新制度のもとで，新たに認可事業となった地域型保育事業については，基本的に定員が19人以下で０～２歳までの児童の保育を行う事業である。

◆ この地域型保育事業については，利用児童に対する保育が適正かつ確実に行われ，地域型保育事業者による保育の提供終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう，国が定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」第６条において，「保育内容の支援」，「代替保育の提供」及び「卒園後の受け皿」の役割等を担う「連携施設」を設定することが求められている（定員20人以上の事業所内保育事業は連携内容のうち一部または全部の設定が不要となる例外あり。詳しくは「連携施設についてのＦＡＱ」Ｑ24を参照）。

◆ 本市では子ども・子育て支援新制度施行後15年間を経過期間とし，令和11年度末までの間に連携施設を設定することとしている。

◆ 連携施設については，原則として３歳以上児の受入枠がある教育・保育施設（幼稚園，認定こども園及び保育所）に限られており（「保育内容の支援」，「代替保育の提供」及び「卒園後の受け皿」の確保に係る例外を除く。「４　連携の内容 ①～③」参照），連携施設の設定にあたっては，地域型保育事業者と教育・保育施設の設置者との間で協議を行い，協定書を締結するものとする。なお，同一の設置者が運営する施設と連携する場合は，覚書を締結するものとする。（以下，協定書及び覚書を「協定書等」という。）

➔ **本ガイドラインは，本市内のすべての地域型保育事業者が，令和11年度末までの連携施設の設定が締結できるよう，具体的な手続きや内容等を示したものである。**

本市が市有地貸与のうえ設置した３歳未満児専用保育所のほか，未満児のみを受け入れている保育所については，連携施設の設定が義務付けられていないが，保育の提供終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう，本ガイドラインに準じ，「卒園後の受け皿」に関する連携施設を設定することが望ましい。

2　定義

このガイドラインにおける用語の意義は，次に定めるところによる。

(1) 地域型保育事業　　家庭的保育事業，小規模保育事業及び事業所内保育事業をいう。なお，居宅訪問型保育事業も地域型保育事業であるが，本ガイドライン上は含めないこととする。

(2) 地域型保育事業者　地域型保育事業を行う者をいう。

(3) 教育・保育施設　　認可又は認定を受けた認定こども園，幼稚園及び保育所をいう。

3　連携施設の設定方法

連携施設については，教育・保育施設に限られている（「保育内容の支援」，「代替保育の提供」及び「卒園後の受け皿」の確保に係る例外を除く。「４　連携の内容 ①～③」参照）ものの必ずしも１か所に限定する必要はなく，複数の施設を連携施設とすることも（下図ア），連携施設側が複数の地域型保育事業者の連携施設となることも（下図イ）可能である。また，下記①～③の機能の一部しか協力できない場合（下図ウ）であっても連携施設となることができる。

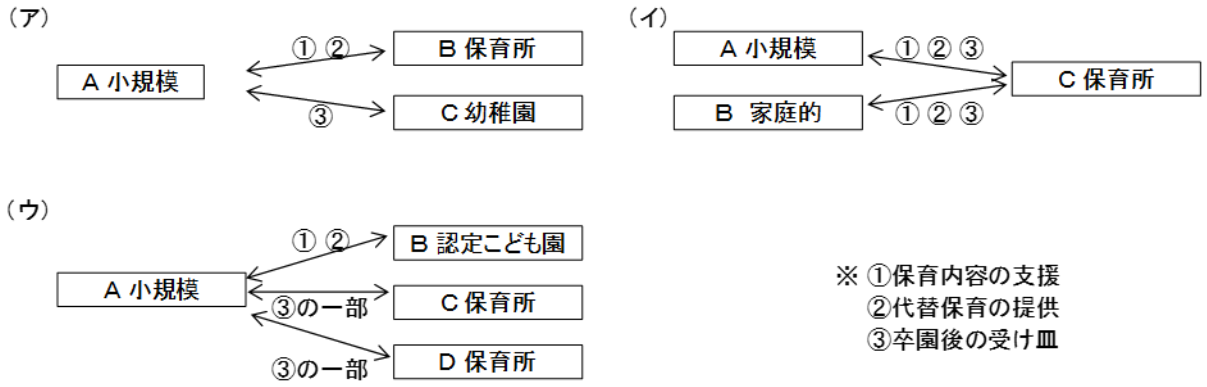

4　連携の内容

①保育内容の支援

利用児童に集団保育を体験させるための機会の設定，保育の適切な提供に必要な地域型保育事業者に対する相談・助言その他保育内容に関する支援を行うこと。

＜具体的な内容・水準＞**下記項目中，少なくとも１項目以上設定すること。**

項目	内容・水準
相談・助言	保護者等への支援について，連携施設へ相談を行い，助言を受ける。
合同保育 （行事への参加）	連携施設における定期的（年６回程度を推奨）な合同保育（行事への参加）により，集団保育の機会を確保する。
園庭開放	連携施設の屋外遊戯場等を定期的（週１回～月数回）に開放することにより，運動遊びを通じた児童の健康の増進を図る。
給食	自園調理ではない場合，連携施設で調理した給食を搬入する。 ※配送するには，専用ボックス等を使用するなど衛生的配慮が必要。
健康診断	連携施設と同一の嘱託医に委嘱する場合，必要に応じ連携施設と合同の健康診断を受ける。　※健康診断は少なくとも年２回実施

＜保育内容の支援に係る例外について＞

地域型保育事業者が教育・保育施設からの保育内容の支援の提供が著しく困難である場合に，下記の(1)，(2)の要件を満たしたうえで，小規模保育事業Ａ型・Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者から保育内容の支援を受けることができる。

(1) 地域型保育事業者と保育内容の支援を行う者の間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること⇒連携に関する協定書等に前項の＜具体的な内容・水準＞が記載されていることをいう。

(2) 保育内容の支援を行う者の本来の業務の遂行に支障がないようにするための措置が講じられていること。

（保育内容の支援の例外が認められるケース）

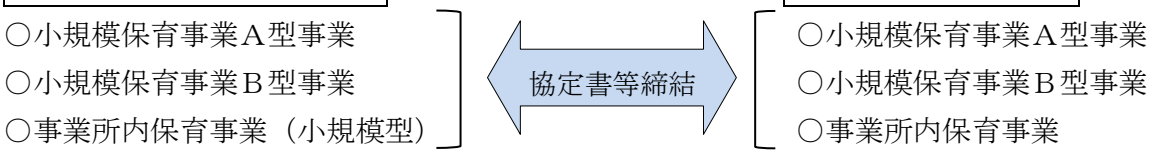

②代替保育の提供

必要に応じて，代替保育（地域型保育事業において利用児童の保育に従事する者の病気，休暇等により保育することができない場合に，当該地域型保育事業者に代わって実施する保育をいう。以下同じ。）を提供すること。

なお，代替保育の提供にあたり，その方法（連携施設において保育を依頼するか，代替要員の派遣を受けるか）は双方の協議により，いずれの場合でも可とする。

＜具体的な内容・水準＞

項目	内容・水準
代替保育が必要な場合	代替保育は，例えば次の場合に必要となることが考えられるが，どのような場合に代替保育を実施するかについては，地域型保育事業者と連携施設側であらかじめ協定において定めておくことが望ましい。 ＜代替保育が必要になる例＞ ○保育者の疾病により保育の提供が困難な場合 ○災害等による保育場所の滅失・き損
連携施設側において受け入れないことができる場合	上記にかかわらず，代替保育を受け入れることにより連携施設側で児童の安全な保育や施設運営に支障が生じる恐れがあると判断する場合は，連携施設において代替保育を受け入れないことができることとする。ただし，やむをえない合理的な理由がある場合に限るものとし，具体的には地域型保育事業者と連携施設側であらかじめ協定において定めておくことが望ましい。 ＜連携施設側が受け入れない場合の例＞ ○連携施設及び地域型保育事業の双方または一方の児童の伝染性の疾病（疑いも含む）により重篤な感染等の恐れがある場合 ○代替保育を受け入れることにより，連携施設側で保育士配置基準や

	面積基準等を満たせなくなる場合 ○通常の保育を超える注意を要する特別な支援を必要とする児童がいて，当該児童のために必要な人員を配置できない場合 ○地域型保育事業の児童の保護者の連絡先やアレルギー情報など，代替保育に必要な情報の提供を受けられない場合 ○地域型保育事業者側に，連携施設としての機能提供に係る費用負担に滞納がある場合
代替保育時の損害対応	代替保育中に発生した損害については，原則として全て地域型保育事業者が負うものとし，当該損害に備えて保険（損害の被害者・加害者のいずれも補償する内容）に加入することを義務とする。 また，代替保育中に発生した事件・事故に関しては，原則として地域型保育事業者の責任において処理するものとし，連携施設側に仲介等の負担をかけないよう留意する。 （損害の例） ○地域型保育事業者側の児童のケガ，病気罹患，誤飲等の事故 ○同児童による連携施設側児童，施設，設備等への加害による損害 ○移動中に発生した損害
費用負担	費用負担の額については，後日トラブルにならないよう協定書等で明確に定めておくこと。また，費用の額は，一定期間の定額を定めることも，連携内容ごとに１回あたり・１児童あたりの額を定めるものでも構わない。
その他の条件	代替保育を利用することが事前に判明している場合（例：保育者の研修受講による利用）は，協定で定めるところにより事前に連携施設側と相談すること。 代替保育に係る費用は，基本的に地域型保育事業者が負担すべきものであることに留意すること。

＜代替保育の提供に係る例外について＞

内閣府令において，地域型保育事業者が教育・保育施設からの代替保育の提供が著しく困難である場合に，下記の(1)，(2)のいずれかの要件を満たす場合は，代替保育に係る連携施設の確保を不要とする。

(1) 地域型保育事業者から代替保育の提供を受けることができる場合

・地域型保育事業者と代替保育を行う者の間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること⇒連携に関する協定書等に前項の＜具体的な内容・水準＞が記載されていることをいう。

・代替保育を行う者の本来の業務の遂行に支障がないようにするための措置が講じられていること。

(2) 代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難な場合

・教育・保育施設だけでなく，地域型保育事業者とも代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると本市が認める場合，代替保育に係る連携施設を確保しないことができる。

（代替保育の提供の例外が認められる(1)のケース）

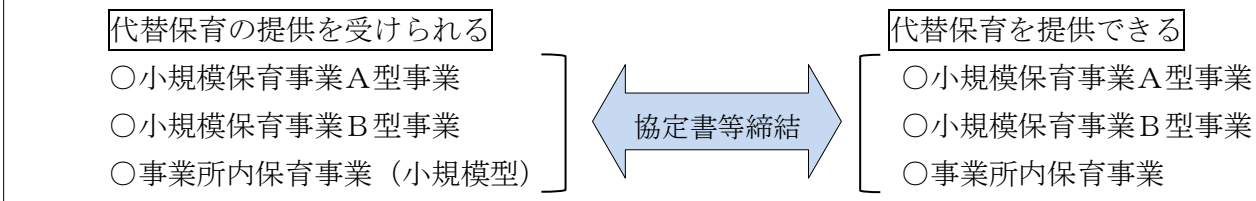

※児童が提供先の施設に移動して保育を受ける場合と，提供元から代替要員の派遣を受けて提供先で保育を実施するいずれの場合でも可とする。

（留意点）

・上記の例外手続きについては，「８　連携施設設定の手続き」のとおりとする。
・保育従事者全員が有資格者であることが求められている小規模保育事業Ａ型の施設が，代替要員の派遣を受けて，代替保育の提供を受ける場合には，その代替要員は有資格者であることとする。また，その場合には提供先の施設から保育士証等（写し）の提供を受けて確認をすること。
・小規模保育事業Ｂ型や事業所内保育事業（小規模Ｂ型）の施設が有資格者の代替要員を派遣する場合に，そのことにより当該施設の有資格者割合（保育従事者の２／３）を割らないように留意すること。
・代替保育の提供を受けた施設は，日時や派遣された職員等が明確にわかるように記録をし，監査時にも職員配置等について説明ができるようにしておくこと。

③卒園後の受け皿

連携施設において，特定の地域型保育事業を卒園する児童（事業所内保育事業の利用児童にあっては，地域枠の児童に限る。）が優先的に入園できる「優先的利用枠」を設定し，保護者の希望に基づき受け入れ，教育又は保育を提供すること。

＜具体的な内容・水準＞

項目	内容・水準
卒園後の受け皿	○原則として，当該地域型保育事業者が提供していた保育時間等と同等の内容（児童の教育又は保育を行う時間を11時間以上確保し，年末年始以外に長期休業を設定しないこと）を提供できること。 ○連携施設において，連携する地域型保育事業の卒園児が優先的に利用できる枠を確保すること。従って「定員に空きがないなど特段の理由がない限り，連携施設への入園を認める」旨の設定方法は認められないこと。 ○協定書等においては，入所可能人数を「●名以上確保する」又は「●名分確保する」旨を定めること（入所可能人数を「●名以内確保する」という設定方法は，実際の受入れにつながるか不透明であるため，認められないこと。）。 ○地域型保育事業者は毎年利用者の意向を確認し，連携施設の利用を希望する人数を連携施設側に報告するなど，円滑な運営に配慮するこ

	と。 ○地域型保育事業者は，最低でも当該事業の２歳児の利用定員分の受け皿を確保すること。実際の利用者数がその数を上回る場合については，その分の受け皿も確保するよう努めること。

＜卒園後の受け皿の確保に係る例外について＞

地域型保育事業者が，教育・保育施設との卒園後の受け皿の確保に係る連携協力が著しく困難である場合，下記の(1)～(4)の要件をすべて満たす企業主導型保育事業を行う者から，卒園後の受け皿の確保に係る連携協力を受けることができる。

(1) 入所定員が20人以上であること。

(2) 「２歳児定員＋卒園後の受け皿としての定員枠数≦３歳児定員」を満たし，かつ「３歳児定員≦４歳児定員≦５歳児定員」を満たす定員設定になっていること。

(3) 地域型保育事業を卒園する児童に対して，就学前までの保育の提供が可能であること。

(4) 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けていること。

５　市外の施設との連携について

上記「４　連携の内容 ①～③」については，市外の施設との連携も可能である。但し，③の「卒園後の受け皿」については，幼稚園及び認定こども園（１号認定枠）のみ連携先とし，保育所及び認定こども園（２号認定枠）については認めないものとする。

なお，②の「代替保育の提供」について，市外の施設と連携する場合には，保護者の送迎の負担等も考慮のうえ，設定すること。

（市外の施設との連携について）

	保育所	認定こども園	幼稚園
保育内容の支援	○	○	○
代替保育の提供	○	○	○
卒園後の受け皿	×	△（1 号認定のみ）	○

６　連携内容の確認（協定書等の締結）

地域型保育事業者と連携施設は，連携内容を記した協定書等を取り交わすこととし，本市は締結された協定書等の内容により，「４　連携の内容 ①～③」の連携内容全てが含まれているか確認する。

協定書等の内容については，別紙「連携に関する協定書（案）」又は「連携に関する覚書（案）」を踏まえ，事業者間で協議して定めるものとする。

なお，同一の法人が運営する地域型保育事業と連携施設が相互に連携する場合には，別紙「連携に関する覚書（案）」の内容が含まれる事項を協議した議決機関の議事録の写しをもって，覚書に代えることができることとする。

７　連携に係る費用について

地域型保育事業者が連携施設に支払う金額については，公定価格上の連携施設を設定しない場合の減算額（下記参照）を踏まえ，事業者間の協議により決定すること。

また，代替保育の提供に係る費用については，国の公定価格をもとに保育士１人１日分の賃金を試算すると，各種手当及び保険料等込みで約18,000円（本俸だけだと約10,000円）となることを踏まえ，事業者間の協議により決定すること。

なお，地域型保育事業者は，「４　連携の内容 ①～③」の連携内容を全て満たさなければ連携施設を設定したことにはならず，公定価格上の減算対象となる。

＜公定価格において連携施設を設定しない場合の減算額＞

事業類型	単価	減算額例
小規模保育事業Ａ型・Ｂ型	1,330円/人 （定員13～19人の場合）	19人利用の場合 月25,270円減額
小規模保育事業Ｃ型	2,540円/人 （定員６～10人の場合）	10人利用の場合 月25,400円減額
家庭的保育事業	6,350円/人	５人利用の場合 月31,750円減額
事業所内保育事業 （小規模保育事業Ａ型・Ｂ型）	1,330円/人 （定員13～19人の場合）	19人利用の場合 月25,270円減額
事業所内保育事業 （保育所型）	840円/人 （定員20～30人の場合）	30人利用の場合 月25,200円減額

※表は令和７年度のものであり，年度によって単価が変わることがあります。

８　連携施設設定の手続き

内容＼主体	教育・保育施設※1	地域型保育事業者	仙台市（幼保企画課）
①連携施設にかかる打診・協議	⇐	―	
②連携施設事前協議書（様式1）を提出 ※協定書等（案）を添付		⇒	
③連携施設事前協議結果通知書（様式2）を発出		⇐	
④協定書等の締結	⇔		
⑤連携施設設定届出書（様式3）の提出 ※押印した協定書等の写しを添付		⇒	

➔　翌年度の保育施設等利用案内の作成スケジュールを考慮すると，⑤までの手続きについて，概ね９月までに終了することが求められる。

なお，本市は当該利用案内に連携施設を掲載するなど，連携施設の周知に努めることとする。また，地域型保育事業者は，連携施設を設定していることについて，利用者への情報提供を行う。

※1　「保育内容の支援」，「代替保育の提供」及び「卒園後の受け皿」の例外が認められる場合には，小規模保育事業Ａ・Ｂ型及び事業所内保育事業及び企業主導型保育事業も主体となり得る。

９　連携施設コーディネーターについて

本市では，地域保育事業者が連携先となる幼稚園，保育所並びに認定こども園等との円滑な協議が進むよう，下記の業務を行う連携施設コーディネーターを幼保企画課に２名配置しています。お気軽にご相談ください

①連携施設となり得る教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）と地域型保育事業者（小規模・家庭的・事業内保育事業等）への個別訪問による制度説明，情報提供・収集等

②地域型保育事業者と教育・保育施設のマッチングのお手伝い

③連携に係る相談対応や協定書等の内容確認等

コーディネーター連絡先　℡０２２－２１４－８７５３

補則

◆　改定内容

平成28年３月15日　ガイドライン策定

平成28年10月18日　ガイドライン改定　ガイドライン策定後に寄せられた問合せに関して，広く周知するためガイドラインのＦＡＱとして追記・修正したもの。

平成30年７月１日　ガイドライン改定　主に平成30年４月27日付け子発0427第１号厚生労働省子ども家庭局長通知「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取り扱いについて」により代替保育の提供に係る例外規定等をガイドラインに設けたもの。

令和元年７月１日　ガイドライン改定　主に平成31年３月29日付け厚生労働省令第49号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」により連携施設確保にかかる経過措置期間や，卒園後の受け皿確保にかかる例外規定等をガイドラインに設けたもの。

令和２年５月１日　ガイドライン改定　主に令和元年５月31日付内閣府令第7号により連携施設の設定において改正があったため修正したもの。

令和５年４月19日　ガイドライン改定　組織名の改定，様式１から様式３の設定，その他表現を修正したもの。

令和６年３月19日　ガイドライン改定　連携設定枠の利用調整における取扱いを変更したことに伴い，ＦＡＱを追加したほか，連携施設を設定しない場合の減算額に事業所内保育事業（保育所型）の記載を追記等したもの。

令和７年３月18日　ガイドライン改定　主に令和７年１月31日付こ成保第96号「子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布について」により連携施設の設定において改正があったため修正したもの。

令和８年３月31日　ガイドライン改定　公定価格において連携施設を設定しない場合の減算額の改定の年度更新，ほか誤字等の軽微な修正を行ったもの。

連携施設についてのＦＡＱ

用語例
地域型保育事業者＝家庭的保育事業者，小規模保育事業者及び事業所内保育事業者
連携施設＝教育・保育施設（幼稚園，保育所及び認定こども園）

Ｑ１　連携の具体的な内容や基準はあるのか。それとも地域型保育事業者と連携施設間で適切と思われる回数や頻度を自由に決めていいのか。（例：代替保育はいつでも何日間でも受けなければならない，合同保育は月●回以上やらなければならない　など）

Ａ１　連携の具体的な内容・水準については，ガイドラインにお示している内容を踏まえ，地域型保育事業者において必要と考える内容を連携施設と協議して定めてください。
【ガイドラインＰ２「４　連携の内容　＜具体的な内容・水準＞を参照」

Ｑ２　市が連携施設を紹介してくれないのか。

Ａ２　連携施設はそれぞれの地域型保育事業者で設定していただくことが基本となりますが，本市といたしましても，連携施設コーディネーターによる情報提供や相談支援に努め，連携施設の設定が進むよう，共に取り組んでまいります。

Ｑ３　連携施設先を「１か所とした場合」と「複数とした場合」の給付費に差はあるのか。

Ａ３　連携施設先の箇所数による給付費の差はありません。連携施設先の箇所数にかかわらず，必要な数の連携施設の設定が完了した場合には，減算が解除されます。
【ガイドラインＰ７「７　連携に係る費用について」を参照】

Ｑ４　卒園後の進級先について，連携施設への入園は必須なのか。保護者が連携施設への入園を望まず，連携施設以外の施設を希望した場合はどうなるのか。

Ａ４　連携施設への入園は必須ではありませんので，連携施設以外の利用申込を行うことは可能です。なお，連携施設以外への利用申込を行う際には，調整指数として10点が加点され，優先順位が上がることになります。（入所を確約するものではありません）

Ｑ５－１　２歳児の利用定員が７名で，卒園後の受け皿をＡ幼稚園に４名，Ｂ幼稚園に３名確保していたところＡ幼稚園を希望する者が５名いた場合には，誰がどのようにして行き先を決定するのか。

Ａ５－１　地域型保育事業者において，あらかじめ定めた選考基準に基づき選考していただきます。選考基準については，抽選，先着順などとするほか，連携施設に兄姉が在園している場合など一定の場合に優先的に取り扱うことも考えられます。いずれにせよ，公正な方法により選考していただくとともに，基準の内容についてはあらかじめ保護者に明示しておく必要があります。

Ｑ５－２　２歳児の利用定員が７名で，卒園後の受け皿をＣ保育所に４名，Ｄ保育所に３名確保していたところＣ保育所を希望する者が５名いた場合には，誰がどのようにして行き先を決定するのか。

Ａ５－２　希望者数が枠数以上となれば，Ｃ保育所を所管する区役所において，保育の必要性の高いお子さんから優先し連携利用者に決定します。なお，連携利用者に決定されなかった場合は，調整指数10点が加点されたうえで一般枠として１次利用調整を行います。

Ｑ６　「卒園後の受け皿」となった連携施設では，卒園児が当該連携施設を希望した場合必ず受け入れてもらえるのか。

Ａ６　連携施設は協定書等に従って，卒園児童を受け入れていただくことが原則ですが，特段の事情があって受け入れができない場合には，保護者の同意を得ることで受け入れを断ることも可能となっています。地域型保育事業者はあらかじめ，保護者に対し，受け入れが断られる場合があることを伝えておく必要があります。

Ｑ７　協定に基づき，卒園後の受け入れに関する入園を希望する者の報告を行うこととなっていますが，この報告を行わなかった場合には卒園児は連携施設への入所ができないのでしょうか。

Ａ７　連携施設は，この報告において報告された数の卒園後の受け入れ枠を用意することとなるため，報告を行わなかった場合には翌年度４月１日付利用開始向けの一斉募集において，その分の卒園後の受け入れ枠は用意されないこととなります。

したがって，各施設においては，卒園予定者に対して必ず意向を調査したうえでこの報告を必ず行い，必要な卒園後の受け入れ枠を確保していただく必要があります。

Ｑ８　公立保育所は連携施設になってくれるのか。

Ａ８　本市の地域型保育事業者数を鑑みると，公立保育所だけで連携施設の役割を担うことは事実上困難であるため，私立保育所，認定こども園及び私立幼稚園に対し，連携施設としての役割を担っていただくよう働きかけを行っています。なお，公立保育所については，子ども・子育て支援新制度開始前より，現在の家庭的保育事業及び小規模保育事業（Ｃ型）に対して，「保育内容の支援」及び「代替保育の提供」を行っています。

Ｑ９　令和11年度末までの経過措置期間中に連携施設を見つけられなかったらどうなるのか。

Ａ９　子ども・子育て支援新制度施行後15年間を経過期間としており，令和12年４月までに連携施設を設定いただくこととなっております。現時点におきましては，期限までに設定できなかった場合の具体的な取扱いについて国から示されておりませんが，本市といたしましては，経過措置期間内に連携施設の設定が進むよう，引き続き，情報提供や相談等の支援に努めてまいります。

Ｑ10　別紙「連携に関する協定書等（案）」の内容は，全て満たさなければならないのか。

Ａ10　地域型保育事業者と連携施設との協議により，連携しない内容については，削除していただいて構いません。なお，家庭的保育事業者及び小規模保育事業者（Ｃ型）は「保育内容の支援」及び「代替保育の提供」については，すでに公立保育所が連携していることから，「卒園後の受け皿」に関する連携施設を設定することにより，公定価格の減算が解除されることとなります。

【ガイドラインＰ７＜公定価格において連携施設を設定しない場合の減算額＞を参照】

Q11　事業者が連携施設側に支払う費用はどのようなものがあるのか。

A11　あくまでも地域型保育事業者と連携施設との協定書等で定めることになりますが，「代替保育の提供」にあたっては，代替保育士の派遣あるいは連携施設においての保育等で，また，「保育内容の支援」では給食や合同保育等の実施にあたって，地域型保育事業者が連携施設側に支払う費用が発生することが想定されます。

【ガイドラインＰ７「７　連携に係る費用について」を参照】

Q12　「卒園後の受け皿」に係る連携を設定したが，連携に係る費用は発生するのか。

A12　あくまでも地域型保育事業者と連携施設との協定書等で定めることになりますが，「卒園後の受け皿」に係る連携を設定しただけでは，通常，費用負担は発生しないものと考えられます。

Q13　「代替保育の提供」に係る費用について，保育士を派遣する場合の費用の目安として，約18,000円又は約10,000円という目安はあるが，児童１人を受け入れてもらう場合の目安はあるのか。

A13　目安となるような公定価格単価はありませんが，既に締結した協定書等をみますと，年齢問わず児童１人当たり１日3,000円という金額設定が多く見受けられます。

Q14　保育施設が「卒園後の受け皿」となった場合，翌年度の利用調整時に優先となる時期の期限はあるのか。

A14　連携施設の協定書等を締結し，本市に届出書を提出するまでの手続きについて９月末までに終了させれば，翌年度の保育施設等の利用調整時に優先的に取扱いと考えております。

【ガイドラインＰ８「８　連携施設設定の手続き」を参照】

Q15　幼稚園では連携施設になると加算金が支給されると聞くが，どういう内容か。

A15　私立幼稚園が連携施設として，積極的に「卒園後の受け皿」となっていただけるよう，「平日に通常の教育時間を含め11時間以上の保育時間を確保し，連携施設（卒園後の受け皿）として協定を締結すること」を要件に，連携施設設定加算額を平成29年度から開始しました。

Q16　保育所では連携施設になると加算金が支給されると聞くが，どういう内容か。

A16　平成29年度から開始した「連携施設設定等に対する増員保育士助成」であり，配置されている保育士数が国の基準を２名以上上回っている保育所が，連携施設となった場合に，その連携内容によって月額16万円までの助成が受けられるものです。

Q17　連携に関する協定書案の信義誠実の原則において，「損害賠償」とあるが，具体例はあるのか。そのような場合，仙台市として仲裁してくれるのか。

A17　損害の例として，ガイドライン４ページに「代替保育時の損害対応」として記載していま

すが，その他の具体例は現時点では想定していません。

万が一，損害賠償が発生するような事例が生じた際には，地域型保育事業者と連携施設との協定に基づき，当事者間で調整いただくことになりますが，本市としても可能な限り相談等に応じるよう努めてまいりたいと考えます。

【ガイドラインＰ４「代替保育時の損害対応」を参照】

Q18　「代替保育の提供」の例外について，小規模保育事業Ａ型が小規模保育事業Ｂ型から代替保育の提供を受ける場合に，有資格者ではない職員の派遣を受けてもいいのか。

A18　受けられません。小規模保育事業Ａ型は保育従事者全員が有資格者である必要があることから，派遣を受ける代替要員も有資格者である必要があります。

Q19　「代替保育の提供」の例外について，小規模保育事業Ａ型から小規模保育事業Ｂ型に児童が移動して代替保育の提供を受ける場合に，有資格者ではない職員が保育を行ってもいいのか。

A19　有資格者でなければ保育を実施できないとまでは規定されていませんが，適正な面積基準は確保する必要がありますことから，代替保育の児童数等に留意してください。

Q20　「代替保育の提供」の例外について，小規模保育事業者（Ａ型・Ｂ型）等が相互に代替保育の提供を行うことは可能か。

A20　可能です。例えば，近隣の施設等で相互に代替保育の提供を受けたり，提供することを想定しています。なお，手続きにつきましては，両方の施設で「８　連携施設設定の手続き」に基づき，本市の承認を得ることが必要になります。

Q21　「代替保育の提供」の例外による連携施設を確保した場合にも，「保育内容の支援」及び「卒園後の受け皿」の連携施設を確保すれば，公定価格上の減算解除となるのか。

A21　減算解除となります。

Q22　企業主導型保育事業は連携の相手先として認められるのか。

A22　企業主導型保育事業を含め認可外の保育施設は，連携の相手先としては原則認められません。ただし，「卒園後の受け皿」の例外が認められる企業主導型保育事業の場合のみ，卒園後の受け皿の確保に係る連携の相手先として認められます。

Q23　「卒園後の受け皿」の例外による連携施設を確保した場合にも，「保育内容の支援」及び「代替保育の提供」の連携施設を確保すれば，公定価格上の減算解除となるのか。

A23　減算解除となります。

Q24　事業所内保育事業の連携施設に関する特例について教えてほしい。

A24　定員20人以上の事業所内保育事業においては，「保育内容の支援」及び「代替保育の提供」の連携施設の設定は不要となり，「卒園後の受け皿」のみ必要です。